

公民連携に関する条例の制定

公民連携事業を進める上での鍵は、行政が民間のノウハウ等を活かすことができるかにかかっている。プロポーザル方式など様々な

ら提案を求める「民間提案制度」の導入が進められた。大東市でもサウンディング調査によって民間から自由な提案を求め、それを参考に実施方針を策定し、公募によって公民連携事業を推進してきた。



本連載は「自治体改善マネジメント研究会」のメンバーが執筆しています。同研究会は自治体で改善運動を推進してきた職員と行政経営デザイナー元吉由紀子が共同で設立。実践事例情報を収集、分析し、ナレッジ化して情報発信している。2017年にNPO法人化。ホームページ、Facebook「自治体改善の輪」を運営。

第28回

公民連携による「自治体経営」から「自治経営」へ（下）

特定非営利活動法人自治経営を立ちあげた理由

位置づけ、事業の検討、実施、評価検証等に係る手続きを定めた「公民連携に関する条例」を18年3月に全国で初めて制定した。この条例には、市の施策・事業を立案するときにまず公民連携で可能かを優先的に検討する規定を盛り込み、プロセスを明確にしたことに特徴がある。

ノウハウ・ナレッジを集積し、各事業の加速化が連鎖することで社会の変革を起こすことを目的に特定非営利活動法人自治経営を発足した。戦略は以下のとおり。

- (1) 伴走型支援：公民連携事業を行うおうとする地域に対して自ら考へ、実践することをサポートする。
- (2) ローカル拠点づくり：特徴ある取組みを実践している各地でスクール事業を行い、公民連携事業の基礎を教える。
- (3) プラットフォームづくり：事例集を作成して新たに仲間を募り、情報交換やチームづくりを促す。
- (4) 組織体制のイノベーション：公務員の兼業、自治体間のレンタル移籍など公民連携を進めるための制度改革を研究する。

試行錯誤しながら進めているうちに公民連携の試みは全国で多くの事業が実施されていることを知った。都市の経営課題の見つけ方、規制緩和の活用、プロセスなどこれまでにならぬアプローチで「稼ぐまちづくり」を実践しており、大変刺激を受けている。

一方、単発的でノウハウがその自治体内に留まり、異動によって担当から外れるとスキルが活かされずアップグレードもできていないケースが散見された。住民から見ると行政圏と生活圏は一致せず、市主導ではエリアの活性化に限界があることもわかった。こうした課題に対して公民連携事業に取り組んでいる公務員、民間人が培う

「自治経営」と名付けた理由は自治体経営では自治体の枠組みで考え、その自治体のまちづくりをどうするかという議論に陥ってしまうからだ。課題を抱えるエリアが都市圏の中でこれまでどう変遷し、現在どう位置付けられ、今後どんな未来を描くのか、行政境界、官と民の枠組みを超えて「住民主導・行政支援のまちづくり」を全国各地で進めていきたい。

方法が試みられてきたが、行政側が仕様などを決めることで裁量に限られ、民間側の良さを活かすことが問題とされてきた。そのため未利用の公共財産等の活用を検討する際には、民間か

手続的に不備はなかったが、第三セクターである大東公民連携まちづくり事業株式会社が複数事業を担うことが不透明との意見を受け、「公民連携事業」の定義を明確化し、市の全体方針として法的に